

# 衆議院文部科学委員会ニュース

【第198回国会】平成31年4月24日（水）、第12回の委員会が開かれました。

- 1 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）  
司法試験法等の一部を改正する等の法律案（階猛君外2名提出、衆法第5号）  
・柴山文部科学大臣、平口法務副大臣、門山法務大臣政務官及び政府参考人並びに提出者階猛君（国民）  
に対し質疑を行いました。  
（質疑者）宮崎政久君（自民）、中野洋昌君（公明）、黒岩宇洋君（立憲）、村上史好君（立憲）、中川正  
春君（立憲）、城井崇君（国民）、吉良州司君（国民）、畑野君枝君（共産）、串田誠一君（維  
新）、吉川元君（社民）、笠浩史君（未来）

（質疑者及び主な質疑事項）

## 宮崎政久君（自民）

- （1） 内閣提出法律案の提出経緯及び趣旨
- （2） 連携法曹基礎課程（法学部3年間）と法科大学院既修者コース（2年間）の教育課程（以下「3+2」という。）
  - ア 「3+2」を標準的な法曹養成過程とするための法科大学院教育の充実に向けた文部科学省における検討状況
  - イ 法学部と法科大学院の連携を推進するための方策
  - ウ 早期卒業を例外的な措置とした平成11年の文部科学事務次官通知を改め、「3+2」においては早期卒業を原則とする通知を発出する必要性
- （3） 司法試験と司法修習のギャップタム解消のため、司法試験の実施時期を毎年夏頃とする必要性
- （4） 法科大学院と連携した司法試験の在り方について検討を行う会議体の位置付け
- （5） 法曹養成制度改革の推進に向けた柴山文部科学大臣及び平口法務副大臣の決意

## 中野洋昌君（公明）

- （1） 司法制度改革により導入された法科大学院を中核としたプロセス重視の法曹養成制度
  - ア 法科大学院志願者が大幅に減少した理由
  - イ 法科大学院制度の創設に対する柴山文部科学大臣の評価
  - ウ 信頼回復を図るために必要となる方策
- （2） 今後の法科大学院のカリキュラム並びに司法試験の内容及び実施時期
- （3） 法科大学院の教育内容や司法試験の在り方について、多様な関係者が参加する会議体において検討を行う必要性
- （4） 法学未修者や社会人経験者等の多様な法曹人材の活躍を促進するための取組
- （5） 地方の学生の法科大学院の受験機会を拡大するための方策

## 黒岩宇洋君（立憲）

- （1） 法科大学院を中核とした法曹養成制度
  - ア 現時点での柴山文部科学大臣の評価
  - イ 法科大学院創設の理由と創設以前の法曹養成制度の問題点
  - ウ 平成13年の「司法制度改革審議会意見書」において問題点として指摘された「受験技術優先」や「ダブルスクール化」等による法曹実務における弊害の有無
  - エ 法科大学院修了者と司法試験予備試験合格者の法曹実務能力の優劣の有無

- (2) 司法試験
  - ア 合否判定が絶対評価又は相対評価のどちらであるかの確認
  - イ 合格者数についての定数管理の有無
  - ウ 平成 14 年の「司法制度改革推進計画」において、法曹人口の大幅な増加に向けて講ずるとされた所要の措置の内容
  - エ 合格者数の増加に向けた合否判定基準の緩和の有無
- (3) 連携法曹基礎課程（法学部 3 年間）と法科大学院既修者コース（2 年間）の教育課程（以下「3 + 2」という。）
  - ア 制度の目的の一つである「教育の充実」の具体的内容
  - イ 内閣提出法律案で新たに規定される、大学の責務としての法科大学院教育の体系的な実施や成績評価基準及びそれらの実施状況等の公表について、これまでの実施状況
  - ウ 連携法曹基礎課程のある法学部の人気が高まり偏差値が上昇するとともに、当該課程卒業者が企業への就職において有利になる可能性
  - エ 「3 + 2」が、法曹を志す法学未修者等の受験意欲を損ねる可能性
  - オ 「3 + 2」の導入の妥当性についての柴山文部科学大臣の見解

#### 村上史好君（立憲）

- (1) これまでの司法制度改革に対する一法曹人としての柴山文部科学大臣の評価
- (2) 内閣提出法律案による制度改革が法科大学院や司法制度改革に与える影響についての柴山文部科学大臣の見解
- (3) 内閣提出法律案により期待される改善効果及び司法試験合格者数、合格率等の数値目標の有無
- (4) 法科大学院の教育内容及び定員を決定するに当たっての具体的な数値目標の必要性
- (5) 法科大学院の現状
  - ア 平成 31 年度の入学定員及び実入学者数
  - イ 平成 30 年の法科大学院修了者の司法試験合格者数及び合格率
  - ウ 入学定員未充足及び司法試験合格者低迷の原因を分析する必要性
  - エ 法科大学院間における格差の拡大の可能性についての柴山文部科学大臣の認識
  - オ 公的支援の厳格化を契機として、法科大学院の偏在が始まった可能性についての柴山文部科学大臣の見解
  - カ 法科大学院への公的支援の在り方を今後の検討課題としている中、内閣提出法律案の審査を先行させることについての柴山文部科学大臣の見解
- (6) 司法試験予備試験
  - ア 制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離しているとの指摘に対する法務省及び柴山文部科学大臣の見解
  - イ 改革の必要性についての法務省の見解

#### 中川正春君（立憲）

- (1) 司法試験の受験資格を法科大学院修了生に限定した上で、同大学院の定員を絞り込み、その修了生の司法試験合格者をほぼ 100%とする仕組みを構築する必要性
- (2) 司法試験予備試験の必要性を認めることは、法科大学院における教育を受けていない法曹の輩出を肯定するものであるとする指摘に対する柴山文部科学大臣の見解
- (3) 司法試験予備試験を廃止する必要性
- (4) 法科大学院在籍者に対する経済的支援
  - ア 授業料の無償化や所得連動返還型奨学金等の経済的支援の在り方についての柴山文部科学大臣の

## 見解

イ 法曹界からの寄附を資金とした奨学金の創設という提案に対する柴山文部科学大臣の見解

### 城井崇君（国民）

- (1) 「司法試験法等の一部を改正する等の法律案」（以下「議員提出法律案」という。）
  - ア 提出の趣旨及び背景
  - イ 現行の司法試験及び司法修習に対する提出者の評価及び本法律案による司法試験の変更点
  - ウ 司法試験予備試験を廃止する理由
  - エ 「法科大学院における教育と司法試験等との連携等に関する法律」を廃止する理由
  - オ 法科大学院の果たす役割の変更点
  - カ 柴山文部科学大臣及び平口法務副大臣の本法律案に対する評価
- (2) これまでの法科大学院の改善・充実策に対する柴山文部科学大臣の評価
- (3) 4月23日の参考人質疑において各参考人が示した内閣提出法律案の改正目的に関する懸念についての柴山文部科学大臣の見解
- (4) 内閣提出法律案により司法試験予備試験から呼び戻せると考えられる優れた法科大学院志願者の見込数及びその根拠
- (5) 法科大学院制度の創設が法曹志願者の激減の原因であるとの指摘に対する柴山文部科学大臣の見解
- (6) 法科大学院の規模の縮減を統廃合を促すことにより行うことの確認
- (7) 法科大学院の修了認定の厳格化により輩出する人材の質を向上させることの確認
- (8) 法科大学院の定員管理を行うことの確認
- (9) 裁判官の志願者確保策の現状及びその効果の見込み
- (10) 裁判官の採用者数を定員数まで増加させることの確認
- (11) 法科大学院制度の創設後における法学部での多様な教育プログラムの実施状況

### 吉良州司君（国民）

- (1) 法科大学院志願者が激減している理由
- (2) 法科大学院制度の成否についての柴山文部科学大臣の認識
- (3) 社会における「ザイン（存在）」と「ゾルレン（当為）」の在り方
- (4) 法曹資格の取得を目的としない法科大学院生の割合
- (5) 法科大学院志願者の現実的なニーズと理想論に基づいた法科大学院改革がかい離している現状に対する柴山文部科学大臣の見解
- (6) 司法試験の受験資格撤廃の必要性
- (7) 旧司法試験を経由して法曹となった者の能力・質的問題の有無
- (8) 「大学等における修学の支援に関する法律案」の成立によって経済的に極めて厳しい家庭の子供たちが法律の専門家となる可能性についての柴山文部科学大臣の見解
- (9) 社会における法曹ニーズの具体的所在
- (10) 議員提出法律案に対する法務省の見解

### 畑野君枝君（共産）

- (1) 平成13年6月に取りまとめられた「司法制度改革審議会意見書」
  - ア プロセスとしての法曹養成制度の中核をなす法科大学院の位置付けに関する変更の有無
  - イ 司法試験の合格者を3,000人程度にすること及び法科大学院修了者の約7～8割が同試験に合格できる試験にすることとした目標の根拠及び現在の状況

- ウ 法科大学院修了者の約7～8割が司法試験に合格できるようにするという目標
  - a 現状
  - b 「約7～8割」が累積合格率であることか否かの確認
  - c 直近の累積合格率及び目標の達成状況
- (2) 法科大学院の定員の3割以上を法学未修者等となるよう努めることとする文部科学省告示を平成30年に改正した理由
- (3) 内閣提出法律案
  - ア 学部教育とは別の法曹養成に特化した教育を行う機関として創設された法科大学院について、「3+2」を制度化する理由
  - イ 「3+2」を今後の法曹養成の中心に据えるか否かについての柴山文部科学大臣の見解
  - ウ 法科大学院在学中における司法試験の受験を認めることとした理由及び関係者からの意見聴取の状況
  - エ 本法律案成立後に司法試験の内容及び司法修習の時期を変更する可能性

#### 串田誠一君（維新）

- (1) 旧司法試験制度の問題点及び同試験の合格率が低かったことについての文部科学省の評価
- (2) 内閣提出法律案
  - ア 司法試験の課題を解消できる見通し
  - イ 創造的な思考力を有する人材を育成する観点から司法試験の内容の改革にも取り組む必要性
  - ウ 司法試験の適正な合格率及び同法律案による法科大学院入学者の増減見込み
  - エ 法科大学院在学中における司法試験の受験を認めることが豊かな法曹人材の育成につながるとする根拠
  - オ 4月23日の参考人質疑における「法学部が実質的に5年制になる」という旨の伊藤参考人の発言についての柴山文部科学大臣の見解
  - カ 多様な人材が法曹として活躍できるような法曹養成制度の在り方についての柴山文部科学大臣の見解
- (3) 平成16年以降の法科大学院を中核としたプロセス重視の法曹養成制度
  - ア 近年の訴訟件数の推移
  - イ 同制度検討時における法曹志願者数の推移見込み
  - ウ 弁護士の地域偏在の是正状況及び法科大学院の創設により地域偏在が解消されたとする根拠

#### 吉川元君（社民）

- (1) 法科大学院を中核とした法曹養成制度の現状に対する柴山文部科学大臣の評価
- (2) 規制緩和を重視する時代背景の下で推し進められた司法制度改革を検証し総括する必要性
- (3) 法科大学院修了者の司法試験合格率が低迷している原因
- (4) 法科大学院志願者数が大幅に減少した理由
- (5) 司法試験受験資格の制定により法曹志願者が減少しているという指摘に対する法務省の認識
- (6) 平成27年の法曹養成制度改革推進会議において年間の司法試験合格者数を1,500人程度とした根拠
- (7) 平成30年度の法科大学院合格者数に対して入学者数が半数以下である理由及び原因究明のための調査の有無
- (8) 法科大学院と学部等との連携を推進することにより、法科大学院の撤退・淘汰が進む可能性
- (9) 法科大学院入学者選抜における5年一貫型教育選抜の対象者数を最大600人程度とした理由

#### 笠浩史君（未来）

- (1) 今後の法曹需要についての政府の見通し及び需要を踏まえて確保すべき法曹人口を明確化する必要性
- (2) 司法試験の在り方
  - ア 内容等の根本的な見直しについての政府の取組方針
  - イ 見直しを進める必要性
- (3) 内閣提出法律案が法科大学院志願者数に与える影響
- (4) 法曹養成プロセスにおける法科大学院と司法試験予備試験の位置付け
- (5) 例外的な措置として設けられた司法試験予備試験を内閣提出法律案と整合的な内容となるよう見直す必要性
- (6) 法科大学院が大幅に減少した理由
- (7) 経営困難に陥った法科大学院への救済措置に関する方針
- (8) 志願者数が減少する法科大学院の教育内容を充実させるための支援の在り方
- (9) 修了者が社会的に評価されるための法科大学院教育の在り方について検討する必要性